

給油取扱所における技術基準

ガソリンスタンドの構造等に関する主な基準①

建築物

耐火構造又は不燃材料で造り、窓及び出入口は防火設備とする。
建築物の用途は、給油又はこれに附帯する業務とし、延べ面積は300㎡未満とする必要。

<建築物の用途>

- ・ 事務所
- ・ 給油等又は自動車等の点検・整備等のためにガソリンスタンドに出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場
- ・ 自動車等の点検・整備や洗浄を行う作業場等

固定給油設備

給油時に自動車等が路上にはみ出さない、外部への延焼防止等の観点から、道路境界線からホース長さ(最大5m)+1m以上の間隔が必要。

(セルフスタンドの場合)

上記に加え、給油設備について、給油ノズルは静電気を有効に除去できる構造、燃料タンクが満量となったときに給油を自動で停止する構造とするとともに、給油ホースに著しい引張力が加わったときに安全に分離し、ガソリン等が漏洩しない構造等とする必要。

制御卓、監視設備等(セルフスタンドのみ)

給油作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓、監視設備(監視カメラ)等の設備が必要。

<制御卓の機能>

- ・ それぞれの固定給油設備等のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置
- ・ すべての固定給油設備等のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置
- ・ すべての顧客に対し必要な指示を行うための放送機器
- ・ 泡消火設備の起動装置

防火塀

自動車等が出入りする側を除き、隣接する建物への延焼防止のため、高さ2m以上の耐火構造又は不燃材料の塀又は壁が必要。

タンク

地下に埋設されたタンクとする。
ただし、防火地域及び準防火地域以外の地域においては、固定給油設備に接続する容量600L以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個まで設けることができる。

油分離装置・貯留設備

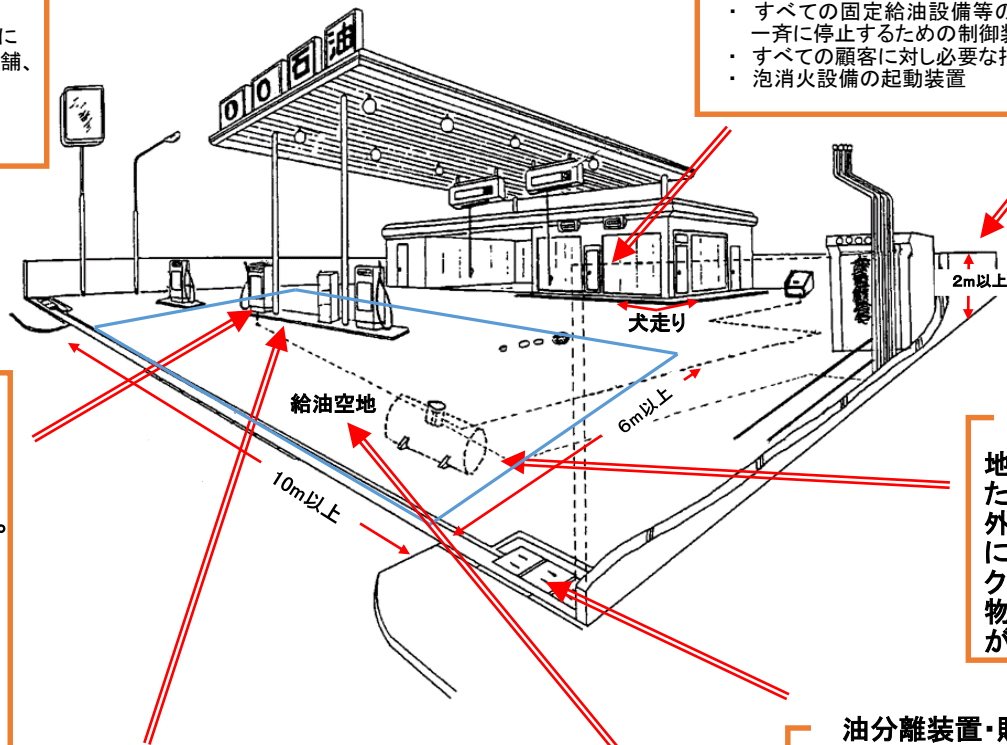
ガソリン等が敷地外に流出しない措置

給油空地

自動車等の出入り時における事故防止や火災発生時に周囲への影響を防ぐため、間口10m以上、奥行6m以上の空地が必要。床はガソリン等が浸透しない構造とする。

固定式の泡消火設備(セルフスタンドのみ)

給油中に火災が発生した場合などに初期消火を行うため、泡消火設備を設置する必要。



ガソリンスタンドの構造等に関する主な基準②

給油行為等に関する取扱いの基準

- 固定給油設備を使用して直接給油し、原動機(エンジン)を停止させること。
- 自動車等の一部又は全部が給油空地からはみ出たままで給油しないこと。
- 固定給油設備又は固定注油設備には、接続する専用タンク又は簡易タンクの配管以外から危険物を注入しないこと。
- 自動車等に給油するとき又は移動貯蔵タンクから専用タンクに危険物を注入するときは、以下の場所において、他の自動車等が駐車することを禁止するとともに、自動車等の点検若しくは整備又は洗浄を行わないこと。
 - ・ 固定給油設備の給油ホース長さ+1m以内(最大6m)
 - ・ 専用タンクの注入口から3m以内、通気管の先端から水平距離1.5m以内
- 自動車等の洗浄を行う場合は、引火点を有する液体の洗剤を使用しないこと。
- 物品の販売、飲食店又は展示場の用途に係る業務は、以下の場合以外は建築物の1階のみで行うこと。
 - ・ 容易に避難できる建築物の2階で、物品の販売、飲食店又は展示場の業務を行う場合
 - ・ 給油を行う作業場又は事務所に設ける犬走り(建物の外壁に沿ったコンクリート部分)の出入口近傍で物品を展示する場合
- 給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずること。

ガソリンスタンドの保安を監督する者

- 危険物取扱者免状を持った「危険物取扱者」(ガソリンスタンドの従業員に限る)が必要。
- 危険物の取扱いに関する保安監督のため、危険物取扱者(6か月以上の実務経験有)の中から「危険物保安監督者」の選任が必要。

給油監視業務等に関する取扱いの基準 (セルフスタンドのみ)

- 顧客自らによる給油作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行う。
 - ・ 給油作業を直視等により適切に監視する。
 - ・ 火気のないことその他安全上支障のないことを確認した上で、制御装置を用いて給油作業を開始する。
 - ・ 給油作業が終了したとき又は使用されていないときには、制御装置を用いて給油作業が行えない状態にする。
 - ・ 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、制御装置によりホース機器への危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にする。
 - ・ 放送機器等により、顧客の給油作業について必要な指示を行う。

